

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成29年10月23日

【会社名】 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

【英訳名】 Future Venture Capital Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松本 直人

【本店の所在の場所】 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル

【電話番号】 075-257-2511

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部管掌 富永 真哉

【最寄りの連絡場所】 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル

【電話番号】 075-257-2511

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部管掌 富永 真哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年9月14日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」、「発行価格」、「発行価額の総額」、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」及び「勧誘の相手方の人数及びその内訳」が平成29年10月20日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

1. フューチャーベンチャーキャピタル株式会社第9回新株予約権

(2)発行数

(3)発行価格

(4)発行価額の総額

(6)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

2. フューチャーベンチャーキャピタル株式会社第10回新株予約権

(2)発行数

(3)発行価格

(4)発行価額の総額

(6)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(11)勧誘の相手方の人数及びその内訳

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

1. フューチャーベンチャーキャピタル株式会社第9回新株予約権

(2)発行数

(訂正前)

100個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

70個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)

(3)発行価格

(訂正前)

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日において、第三者評価機関がブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、上記により算出される額は公正な評価単価に基づくものであり、対象者に特に有利な条件となるものではない。

また、新株予約権の割当を受ける者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対して有する新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とを、割当日において相殺するものとする。

(訂正後)

新株予約権1個当たり111,700円(1株当たり1,117円)

なお、上記金額は公正な評価単位に基づくものであり、対象者に特に有利な条件となるものではない。

また、新株予約権の割当を受ける者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対して有する新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とを、割当日において相殺するものとする。

(4)発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

7,819,000円

(6)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」)に付与株式数を乗じた額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げる。)とする。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を1株当たりの行使価額とする。

(訂正後)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」)に付与株式数を乗じた額とする。

1株当たりの行使価額は、1,650円とする。

2. フューチャーベンチャーキャピタル株式会社第10回新株予約権

(2)発行数

(訂正前)

300個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

273個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)

(3)発行価格

(訂正前)

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日において、第三者評価機関がブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、上記により算出される額は公正な評価単価に基づくものであり、対象者に特に有利な条件となるものではない。

また、新株予約権の割当を受ける者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対して有する新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とを、割当日において相殺するものとする。

(訂正後)

新株予約権1個当たり111,700円(1株当たり1,117円)

なお、上記金額は公正な評価単位に基づくものであり、対象者に特に有利な条件となるものではない。

また、新株予約権の割当を受ける者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対して有する新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とを、割当日において相殺するものとする。

(4)発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

30,494,100円

(6)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」)に付与株式数を乗じた額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げる。)とする。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を1株当たりの行使価額とする。

(訂正後)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」)に付与株式数を乗じた額とする。

1株当たりの行使価額は、1,650円とする。

(11)勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社従業員 36名

(訂正後)

当社従業員 34名